

保護者の皆様

(土砂災害警戒区域や洪水等による

浸水想定区域以外に所在する園をご利用の方)

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

非常災害時（風水害）における市型預かり保育等(※)の対応について

※私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育事業）、私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業

日頃から、本市の教育・保育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

台風等の風水害が発生した際、鉄道の計画運休や施設の被害などにより、安全に保育ができない場合を想定し、令和 2 年 7 月に「非常災害時（風水害）における市型預かり保育の対応について」及び「非常災害時（風水害）における 2 歳児受入れ推進事業の対応について」を通知いたしましたが、令和 3 年 5 月 20 日に改正「災害対策基本法」が施行され、警戒レベルの「避難情報の名称」が変更されたため、改めて、お知らせいたします。

なお、大規模な災害が発生した際、園への送迎が困難になることが想定されます。下記の対応によらず、可能な限り、利用を控える、お迎えを早めに行う等のご協力をお願いいたします。

また、発災中の送迎等については、園との事前の取り決めを確認し、安全を確保したうえで行ってください。

1 気象警報等が発令されている時の対応

特別警報 (大雨・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮)	公共交通機関の計画運休（完全運休）の予定が発表されるなど、送迎が困難になる恐れがある場合
<u>休止</u> 在園児がいる場合は避難行動をとります。	<u>園から利用自粛やお迎えのお願いがあった場合、対応が可能であればご協力をお願いいたします。</u>

2 交通機関の計画運休等に伴い、保育従事者の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発令されていない場合であっても、公共交通機関の計画運休が想定される場合や交通状況により、保育従事者を複数配置できない場合は休止になります。

また、複数配置ができる場合であっても通常の保育従事者の配置が困難である場合は、園から保護者の皆様へ、利用自粛やお迎えのお願いを行います。対応が可能であればご協力をお願いします。

3 園において、停電による断水等が発生している場合の対応

気象警報等の解除後の市型預かり保育等の再開にあたっては、職員の安全、園舎の被害状況や周辺状況を確認し、安全に保育ができる環境を確認したうえで、保育を再開します。しかし、停電による断水や床上浸水、園舎の損壊等により、園児を安全に保育することが困難な場合は休止します。休止とする場合は、園から保護者の皆様へご連絡します。

担当：横浜市こども青少年局保育・教育運営課幼児教育係

TEL：045-671-2085

FAX：045-664-5479